

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1. 改定の背景と経緯

本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えようとする中で、住宅政策の方向が大きく見直され、平成18年6月、現在及び将来における国民の豊かな住生活の実現を図ることを目的として、今後の住宅政策の基本となる「住生活基本法」が制定されました。

この「住生活基本法」の制定に伴い、国の政策が、公営、公庫、公団住宅の建設事業量の確保から住生活の安定の確保、及び向上の促進のための施策へ転換されました。

また、三位一体改革による補助金の削減や投資的経費の削減など、国、地方とも財政が逼迫している中で、住生活基本法の理念に沿った計画として、民間活用の具体策を明らかにし、施策の重点化を図るとともに、合併市町村の地域特性を反映させるため、平成20年3月に佐賀市住宅マスタープランを策定しました。

前回の佐賀市住宅マスタープラン（平成20年度～平成27年度）の策定以降、国においては、平成23年3月に「住生活基本計画」（全国計画）、佐賀県においても、平成23年度に「佐賀県住生活基本計画」の見直しが行われています。住宅の長寿命化や高齢者向け住宅対策の重点化、既存住宅の活用促進等が強化されており、新たな成果指標等も示されています。また、関連法の制定や制度の見直しなども行われています。

このような新たな課題や国・県などの住宅政策の動向を踏まえた上で、本市の住宅を取り巻く状況の変化や特性を把握し、問題や課題等を明らかにして、施策の再構築を図り、住宅政策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

今回の「佐賀市住宅マスタープラン」は、前回の「佐賀市住宅マスタープラン」が平成27年度に目標年次を迎えることに伴い、国や県の上位計画、市の関連計画等との整合性を図るとともに、住宅に関する制度の改正や、本市における社会情勢の変化を把握し反映させるため、内容を再検討し、改定することが必要となったものです。

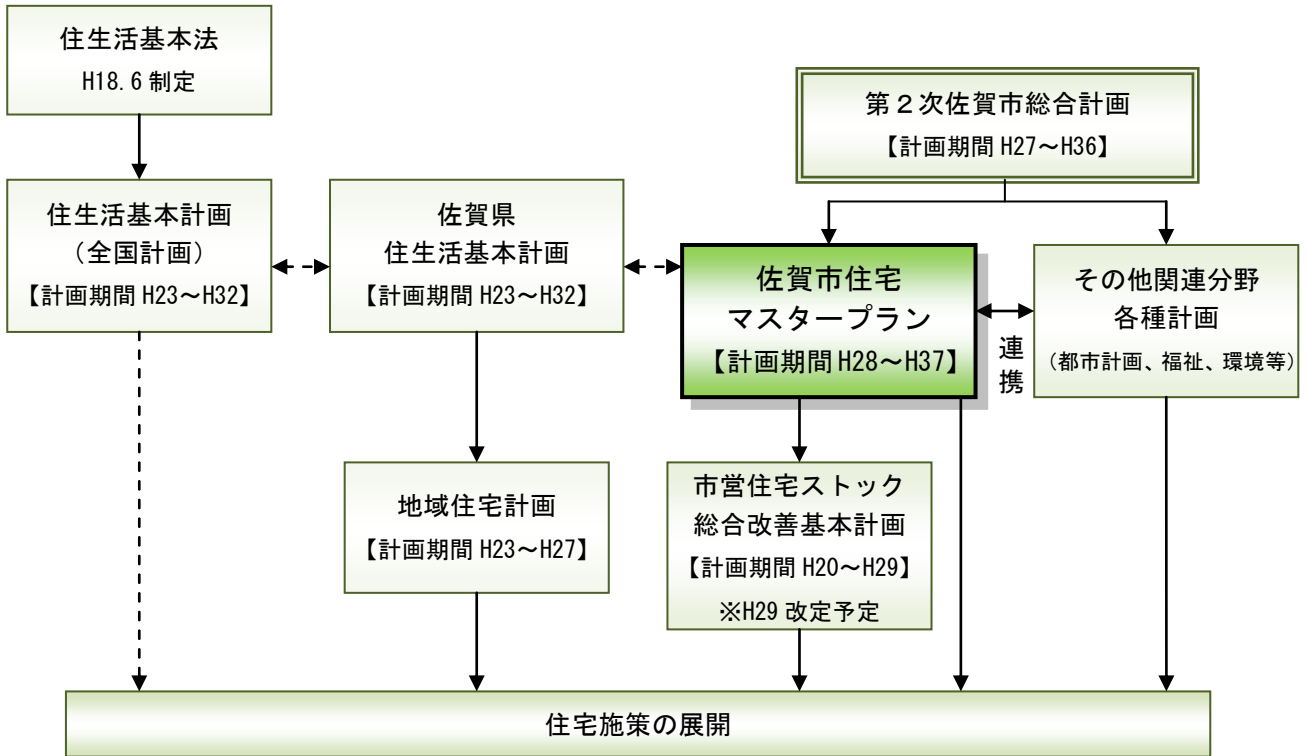
2. 計画の期間

今回の「佐賀市住宅マスタープラン」は、平成27年度を基準年次とし、平成37年度を目標年次とする10年間（平成28年度～平成37年度）の計画とします。

なお、上位計画の動向及び社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ中間年次（平成32年度を予定）において見直しを行うものとします。

3. 計画の位置づけ

第2次佐賀市総合計画、県の住生活基本計画等の上位計画、関連計画との整合性を図るとともに、行政内部だけではなく民間との連携の推進を含めた本市の住宅政策の基本となる総合計画として位置づけます。



第2次佐賀市総合計画

○計画策定の趣旨

平成19年3月の第1次佐賀市総合計画策定以降、経済情勢や産業構造など社会環境の変化や、行政ニーズの高度化など新たな課題への対応が求められているなか、将来を見通し10年後の佐賀市がめざす姿を描き、2015年度（平成27年度）以降の佐賀市の「まちづくりの指針」を示すものとして策定しました。

○計画の位置づけ

総合計画は「市政運営の方針」とも言えるものであり、本市の行政運営における最上位計画と位置づけられ、市民や行政の役割、まちづくりの基本的ルールなどをまとめた「佐賀市まちづくり自治基本条例」と、相互補完の関係にあります。

